

(書式 3 - 3 - 3)

相続財産管理人選任の審判申立書

相続財産管理人選任の審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所御中

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
申立人 〇〇〇〇
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

本 籍 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
最後の住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
被相続人 〇〇〇〇
平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡

申立の趣旨

被相続人の相続財産の管理人を選任する審判を求める。

申立の実情

1 申立人は上記被相続人に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に金〇〇万円を貸し

付け、その返済を受けておらず、相続債権者である。

2 被相続人は独身であり、家族もないため、その相続人があることが明らかでない。

3 被相続人には、別紙遺産目録記載の自宅土地、建物があるが、管理する者はなく、荒廃にまかせている状況である。このままでは、申立人が債権を回収することが困難となる。

4 よって、申立人は本申立に及んだものである。なお、管理人は、御庁にて適当な人を選任されたい。

添付書類

戸籍謄本（申立人）	1 通
戸（除）籍謄本（被相続人）	1 通
住民票（申立人）	1 通
除票（被相続人）	1 通
遺産目録	1 通
不動産登記簿謄本	1 通

以上

解説

民法第952条による相続人の存在が明らかでない場合におく相続財産管理
理人選任の申立である。

申立人からの申立により家庭裁判所が選任する。

申立権者は、利害関係人又は検察官である（民法第952条第1項）。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/>
をご覧ください。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所